

## 留萌市飲食店緊急対策応援金交付に係る Q & A

### 1. 応援金の対象条件

#### Q 1. 交付対象となる施設は、どのような施設ですか？

A 1. 申請基準日（4月28日）時点において、留萌市内で飲食業を営業する店舗や施設（営業施設）を対象とします。

#### Q 2. 「飲食業」の対象とは、具体的にどのような施設となりますか？

A 2. 本応援金における「飲食業」とは、食品衛生法による飲食店営業の許可証を有する、喫茶店・寿司屋・そば屋・ラーメン屋・焼き肉店・居酒屋・ファーストフード店・レストラン・バー・スナックなど、店内に客席を設け、客に店内飲食をさせることを主としている業態のことを言います。

#### Q 3. 「飲食店営業許可証」を有しながら、製造、小売、水産加工、介護サービス業などを営んでいる場合、本事業の対象ですか？

A 3. 本応援金における飲食業の定義は、「店内に客席を設け、専ら客に飲食をさせる業態であり、製造、小売、水産加工、介護サービス業等は、客に飲食をさせることを主とした業態ではないことから対象外です。

#### Q 4. 申請者が2店舗以上を経営している場合は、どのようになりますか？

A 4. 1店舗につき、1件として交付します。例として、「飲食店A」と「飲食店B」がそれぞれの場所にあり、それぞれが許可証を有している場合は、2件分申請することが可能です。この場合は、お手数ですが、申請書類を2件分提出することになります。

#### Q 5. 「イートインコーナー」を設置しているコンビニ等は対象となりますか？

A 5. 本交付金における飲食業の定義は、「店内で飲食が可能な独立した店舗で飲食店を営んでいる業態」であり、本応援金の対象外です。

#### Q 6. 期間（夏季など）限定での店舗営業を行っている場合は、対象となりますか？

A 6. 申請基準日（4月28日）時点において、営業する店舗や施設（営業施設）を対象としていることから、対象外となります。

**Q 7. 弁当等の「移動販売」は、対象となりますか？**

A 7. 本交付金における飲食業の定義は、「店内で飲食が可能な独立した店舗で飲食店を営んでいる業態」であり、移動販売は、店内に客席を設けている業態ではないことから本応援金の対象外です。

**Q 8. 応援金の対象経費はどのようなものですか？**

A 8. 本応援金についての用途は特に定めませんが、今後、事業継続や終息後の活性化に必要な取り組みとして、デリバリーやテイクアウト等への取り組みや、新メニューの試作費など、幅広い活用を想定しています。なお、店舗家賃や光熱水費などにも活用は可能です。

## **2. 応援金の申請方法**

**Q 9. 申請する際に用意する書類は、どのようなものですか？**

A 9. 申請書類は次の通りです。

- ①留萌市内飲食店緊急対策応援金交付申請書  
（法人の場合は、法人印の押印が必要となります。）
- ②食品衛生法による飲食店営業許可証の写し
- ③前年度決算書等営業実績（確定申告書等）が確認できる書類の写し
- ④振込先口座の情報（預金通帳又はキャッシュカード等）が確認できるものの写し

**Q 10. 申請書類は、どのように提出すれば良いですか？**

A 10. 申請については、留萌商工会議所の窓口へご提出願います。

- ①受付期間：4月28日（火）から5月15日（金）  
※土、日、祝日を除きます。
- ②時 間：平日10時00分から17時00分
- ③特設窓口：4月28日から30日までについては、産業会館2階大ホールを特設窓口として開設します。
- ④郵送申請：令和2年5月15日（金）まで（当日消印有効）  
〒077-0044 留萌市錦町1丁目1-15  
留萌商工会議所宛て

**Q 1 1. 特設窓口に行って申請する場合、最低限何を持っていけば用が足り  
ますか？**

A 1 1. 特設窓口で申請の際は、下記のことを必ず持参ください。

- ①申請者の印鑑（法人の場合は法人印）
- ②助成金の振込先となる申請者の預金通帳又はキャッシュカード
- ③営業許可証の写し
- ④前年度決算書等営業実績（確定申告書等）が確認できる書類の写し

**Q 1 2. 申請してから口座へ振り込まれるまで、どの程度の日数がかかりますか？**

A 1 2. 申請受付が完了し、内容確認と審査を行った結果、交付決定となった場合には、概ね3日～5日間以内に指定口座へ振り込みます。

但し、4月28日（火）～30日（木）に申請をいただくと、随時、4月30日（木）～5月1日（金）までに、指定期間へ振り込みできるよう対応いたしますので、可能な限り特設窓口において申請していただけますよう、  
お願いします。

**Q 1 3. 交付決定通知書は、いつ頃届きますか？**

A 1 3. 申請書受理後、内容確認と審査を行った後、速やかに郵送します。

**3. その他**

**Q 1 4. 応援金受給後にやむなく廃業となった場合は返還が生じるのでしょうか。**

A 1 4. 応援金については、今後の事業継続を応援するものであり、廃業の意思を持っている事業者に対しては、交付することができません。しかしながら、その後の経営環境等により、やむなく廃業となったとしても、直ちに返還を生じさせるようなことは考えておりません。

**Q 1 5. 北海道の休業要請に応じていることが条件となるのでしょうか。**

A 1 5. 本応援金は北海道の休業要請に伴うものではなく、留萌市が市内飲食店の事業継続や終息後の活発な事業展開、市民等へのサービスの充実などに取り組んでもらうために支援を行うものです。

**Q 1 6 . な ぜ 、 市 内 飲 食 店 の み を 対 象 と し た 支 援 な の で し ょ う か**

A 1 6 . 北 海 道 の 緊 急 事 態 宣 言 、 さ ら に は 、 政 府 が 発 令 し た 「 緊 急 事 態 宣 言 」 を 受 け 、 不 要 不 急 の 外 出 を 避 け る こ と と し 、 要 請 さ れ て 以 来 、 飲 食 店 や 繁 華 街 に お い て は 、 年 度 始 め の 歓 送 迎 会 シ ー ズ ン に お け る キ ャ ン セ ル が 相 次 ぐ な ど 、 以 降 も 回 復 の 兆 し が 一 向 に 見 え な い 状 況 に お い て 、 市 内 で 新 型 コ ロ ナ ウ ィ ル ス の 感 染 者 が 発 生 し た こ と も あ っ て 、 個 人 客 の 客 離 れ も 加 速 的 に 進 み 、 飲 食 店 経 営 者 へ の 影 響 は 死 活 問 題 で あ る も の と 考 え て い ま す 。 事 業 者 の 努 力 の み で は 到 底 乗 り 越 え ら れ な い 状 況 か ら 、 飲 食 店 の 事 業 継 続 に 向 け た 取 り 組 み 支 援 と 、 終 息 後 に お い て 留 萌 市 の 観 光 業 を 支 え る 礎 と し て 、 ま た 、 市 民 の 憩 い の 場 と し て 、 回 復 、 活 気 を 取 り 戻 す こ と が で き る よ う 、 留 萌 市 と し て 応 援 し よ う と い う も の で あ り ま す 。